

令和2年9月30日

令和3年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（総括）)

1. 令和3年度の財政投融资計画要求額

(単位:億円、%)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	10,920	9,280	1,640	17.7
(2)産業投資	172	174	△2	△1.1
うち 出 資	170	172	△2	△1.2
うち 融 資	2	2	—	0.0
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	11,092	9,454	1,638	17.3

(注) 新型コロナウイルス感染症対策に係る要求額については、現在検討中（事項要求）。

2. 財政投融资計画残高

(単位:億円、%)

区 分	令和3年度末 残高(見込)	令和2年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	139,203	141,024	△1,821	△1.3
(2)産業投資	6,627	6,505	122	1.9
うち 出 資	6,450	6,280	170	2.7
うち 融 資	177	225	△48	△21.3
(3)政府保証	5,100	5,450	△350	△6.4
うち 国内債	5,100	5,450	△350	△6.4
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	150,930	152,978	△2,049	△1.3

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		14,850	14,850	—
(内訳)	公庫貸付	14,400	14,400	—
	証券化	450	450	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		14,587	14,587	—
(財源)	財政投融资	11,092	9,454	1,638
	財政融資	10,920	9,280	1,640
	産業投資	172	174	△2
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	3,495	5,133	△1,638
	一般会計補給金	149	150	△0
	東日本大震災復興特別会計出資金	10	14	△4
	エネルギー対策特別会計補給金	0	0	△0
	エネルギー対策特別会計補助金	0	0	△0
	財投機関債	1,000	1,000	—
	貸付回収金	15,662	12,876	2,786
	借入金等償還	△13,691	△9,286	△4,405
	その他	365	380	△15

令和2年9月30日

令和3年度の財政投融資計画要求書

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（融資・証券化支援保証業務）)

1. 令和3年度の財政投融資計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	10,920	9,280	1,640	17.7
(2)産業投資	172	174	△2	△ 1.1
うち 出 資	170	172	△2	△ 1.2
うち 融 資	2	2	—	0.0
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	11,092	9,454	1,638	17.3

(注) 新型コロナウイルス感染症対策に係る要求額については、現在検討中(事項要求)。

2. 財政投融資計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度末 残高(見込)	令和2年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	139,203	141,024	△1,821	△ 1.3
(2)産業投資	6,382	6,260	122	1.9
うち 出 資	6,205	6,035	170	2.8
うち 融 資	177	225	△48	△ 21.3
(3)政府保証	5,100	5,450	△350	△ 6.4
うち 国内債	5,100	5,450	△350	△ 6.4
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	150,685	152,734	△2,049	△ 1.3

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		14,400	14,400	—
(内訳)	公庫貸付	14,400	14,400	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		14,400	14,400	—
(財源)	財政投融资	11,092	9,454	1,638
	財政融資	10,920	9,280	1,640
	産業投資	172	174	△2
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	3,308	4,946	△1,638
	一般会計補給金	149	150	△0
	東日本大震災復興特別会計出資金	10	14	△4
	エネルギー対策特別会計補給金	0	0	△0
	エネルギー対策特別会計補助金	0	0	△0
	財投機関債	825	825	—
	貸付回収金	15,662	12,876	2,786
	借入金等償還	△13,623	△9,196	△4,427
	その他	285	278	7

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（融資・証券化支援保証業務）)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に従い、民間金融機関の補完を旨としつつ、中小企業者の行う事業の振興に必要な資金であって、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを供給している。

(1) 平時における公的金融機能

(イ) 民間金融機関では対応困難な長期固定金利資金の安定供給

民間金融機関では、資金調達面の制約等から短期貸付が主体であるのに対し、公庫は、5年超の貸付が約6割を占め、民間金融機関の対応が困難な部分を補完し、中小企業者の長期資金ニーズに応えている。

(ロ) セーフティネット機能の発揮

事業環境の変化等によって、一時的に業況が悪化している中小企業者は、中長期的には業況が回復し、かつ発展することが見込まれるといった場合でも、情報の非対称性により、民間金融機関から円滑な資金調達を行えない恐れがある。

公庫は、かかる中小企業者に対して、事業見通し等を精査すること等を通じて、長期資金を安定的に供給し、セーフティネット機能を発揮している。

(ハ) 政策性の高い貸付の実施

公庫は、新事業、事業再生・事業承継、海外展開、セーフティネットなどの分野や地域経済の活性化、環境対策、災害対策、雇用確保に貢献する設備投資の喚起など、政策性が高く、民間金融機関だけでは不十分な分野に対し、資金供給を行うことで政策誘導を行っている。

さらに、公庫は貸付毎に貸付限度を定めており、民間金融機関と協調するよう努めている。

(2) 危機時における公的金融機能

新型コロナウイルス感染症に係る貸付、東日本大震災や平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号等、令和2年7月豪雨等の大規模災害時における災害復旧貸付や、大型倒産等の緊急時におけるセーフティネット貸付を着実に実行することで、復興支援機能やセーフティネット機能を発揮している。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

中小企業者は大企業に比べて担保力・信用力に劣っており、公庫は、民間金融機関では供給困難な長期固定金利資金の安定的な供給を行う必要がある。特に、事業環境の変化等によって、一時的に業況が悪化している中小企業者は、中長期的には業況が回復し、かつ発展することが見込まれるといった場合でも、民間金融機関から円滑な資金調達を行えない恐れがある。このような中小企業者に対して円滑な資金供給を行うことで、中小企業者の負うリスクの一部を負担している。

また、新たな事業展開を行うが、民間金融機関から融資を受けることが難しい企業に対する資金の供給を行うといった政策的役割を遂行し、中小企業者が負うリスクを負担している。例えば、独創性に富んだ新事業に取り組む場合、海外の成長を取込み事業の発展を図るため海外展開を行う場合等には、事業に伴う中小企業者の負うリスクは大きいとため、公庫がこれらの企業に対して長期固定金利の資金を安定的に供給することで、中小企業者のリスクテイクを補完している。

他方、公庫は貸付に当たって、十分な審査を行い、申込先の事業見通し等を精査し、必要に応じて債権保全に必要な担保を徴求するとともに、貸付後においても借入先の業況把握に努め、経営課題に対して指導・助言を行い、公庫への償還が確実になるように努めている。

従って、中小企業者と公庫とで適切にリスクを分担しており、モラルハザードを防止しつつ、適切な支援を行っているものである。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

公庫においては、これまでも「財政投融资改革の総点検」及び「今後の財政投融资の在り方について」等における指摘を踏まえ、リスクに見合った金利の設定の拡充や特別貸付制度の整理・統合、特別利率の適用範囲の見直し等に積極的に取り組んできたところである。

具体的には、平成29年度及び平成30年度において、基準利率について調達コストに見合った金利体系への見直しを図ったほか、無担保又は担保不足の貸付を行う場合に個別中小企業者の信用リスクに応じた上乘せ金利を導入する等、リスクに見合った金利設定に努め、さらに平成20年度には事業基盤の維持・強化を図りつつ、担保に過度に依存しない融資を推進するため、リスク対応金利を導入するなどの金利体系の見直しを行っている。また、特別貸付制度については、主務省において順次整理・統合が進められており、特別利率の適用範囲についても見直しが行われている。なお、一般貸付については、量的補完の分野から撤退するとの指摘等を踏まえ、平成20年10月に廃止となった。

令和3年度の貸付規模については、民業補完の徹底と政策性の発揮の観点を踏まえ、中小企業者の資金調達に支障の来すことのないように配慮しつつ、1兆4,400億円を要求することとしている。

なお、新型コロナウイルス感染症対応に係る貸付規模については、今後の状況などが不透明であり、要求時点では明確な規模の積算が困難であることから、事項要求としている。

＜財投計画の運用状況等の反映＞

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和元年度については、中小企業者の資金繰り支援、創業・事業再生や働き方改革に資する生産性向上の取組等の支援を重点的に行うとともに、東日本大震災等による被災中小企業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応すべく、貸付規模1兆5,550億円、財政投融資規模1兆180億円（うち財政融資9,255億円）を確保した。

結果として、令和元年度貸付実績は1兆1,371億円となったこと等から、財政投融資は8,810億円（うち財政融資8,440億円）の執行となり、1,370億円（うち財政融資815億円）の運用残が生じた。

しかし、令和元年台風第19号等の自然災害への復興支援とともに、新型コロナウイルス感染症の影響により業況悪化を来している中小企業者への資金繰り支援を行うなど、セーフティネット機能を的確に発揮するとともに、新事業、事業再生・事業承継、海外展開の分野における支援や民間金融機関との連携強化に取り組むなど、民業補完の徹底と政策性の発揮はできたものと評価している。

令和3年度の貸付規模については、民業補完の徹底と政策性の発揮の観点を踏まえ、近年の実績や中小企業者の景況等を勘案しつつ、中小企業者の資金調達に困難が生じないよう適正な貸付規模を確保すべく、1兆4,400億円を要求することとしている。

令和3年度の財政投融資の要求額は、自己資金を精査した結果を踏まえ、1兆1,092億円の要求としている。

（参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
運用残額	1,560億円	2,465億円	1,370億円
運用残率	13.9%	23.7%	13.5%

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

産業投資について

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（融資・証券化支援保証業務）)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

○ 挑戦支援資本強化特例制度

創業や新事業への取組み、企業再生等の局面にある中小企業者は、概してキャッシュフロー不足や自己資本の脆弱性等の理由により、民間金融機関からの資金調達が困難となっていることが多い。

このため、金融検査上自己資本と看做しうる資金を公庫から供給することにより、当該中小企業者の財務体質を強化し、それを呼び水として民間金融機関からの資金調達を可能とするべく、「挑戦支援資本強化特例制度」が平成20年度に創設されたところである。

本制度は、「イ. 長期にわたって元本の償還がない」、「ロ. 法的倒産時において償還順位が他の全ての債権に劣後する」という制度設計としているため、公庫は通常の融資制度に比べてデフォルト時において高いリスクを負うことになる一方、

「ハ. 決算毎の使用総資本減価償却前経常利益率に応じて支払利率が変動する成功払い金利型（劣後ローン利率）」を導入することにより、貸付先の業績が好調に推移した場合は、通常の融資よりも高いリターンを得ることが出来る。そのため、制度創設以来、本制度の貸付原資については、財政投融資特別会計（投資勘定）による出資で手当てしてきている。

引き続き、本貸付制度を通じて創業や新事業展開、経営再建等に取り組む中小企業者等への支援を講じるべく、令和3年度においても財政投融資特別会計による出資を要求するものである。

○ 震災復興支援資本強化特例制度

東日本大震災発生による被害を受けた中小企業者は、業績悪化に伴うキャッシュフロー不足や自己資本の脆弱性等の理由により、民間金融機関からの資金調達が困難となっていることが多い。

このため、金融検査上自己資本と看做しうる資金を公庫から供給することにより、当該中小企業者の財務体質を強化し、それを呼び水として民間金融機関からの資金調達を可能とするべく、本制度（震災復興支援資本強化特例制度）が平成23年度第3次補正予算により創設された。

本制度は、東日本大震災復興特別貸付の対象者に対して、「イ. 貸付期間10年にわたって元本の償還がない」、「ロ. 法的倒産時において償還順位が他の全ての債権に劣後する」という制度設計としているため、公庫は通常の融資制度に比べてデフォルト時において高いリスクを負うことになる一方、「ハ. 決算毎の使用総資本減価償却前経常利益率に応じて支払利率が変動する震災劣後ローン利率」を導入することにより、貸付先の業績が好調に推移した場合は、通常の融資よりも高いリターンを得ることが出来る。そのため、貸付原資については財政投融資特別会計（投資勘定）における融資により手当てされている。

なお、復興支援の観点から、本制度は別途、貸付利率引下げのための財政措置を受けている。

引き続き、本貸付制度を通じて震災からの復興に取り組む中小企業者等への支援

を講じるべく、令和3年度においても財政投融資特別会計による借入を要求するものである。

(2) 必要とする金額の考え方

○ 挑戦支援資本強化特例制度

出資の金額としては、貸付原資として、令和元年度の融資実績及び令和2年度第一四半期の契約実績並びに公庫における対応可能な事業規模等を勘案し、170億円（令和3年度事業規模550億円の60%となる330億円から、既存の産投出資金の再活用分160億円（令和2年度6月までの繰上償還等金額）を控除）を見込んでいる。

○ 震災復興支援資本強化特例制度

借入の金額としては、震災復興に取り組む中小企業者の資金繰り支援に万全を期すため、貸付原資として2億円（平成30年度～令和元年度平均実績並み）を見込んでいる。

(3) 見込まれる収益

○ 挑戦支援資本強化特例制度、震災復興支援資本強化特例制度

本制度では、成功要件の達成度合いにより想定よりも低い場合はリターンが減少するが、逆に想定よりも高い場合であれば、より多くのリターンを期待できるスキームとなっている。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

○ 挑戦支援資本強化特例制度、震災復興支援資本強化特例制度

本制度は、金融検査上自己資本と看做しうる資金を供給し、当該中小企業者の財務体質を強化することにより、民間金融機関からの資金調達を円滑化することを目的としており、民間金融機関に対する呼び水効果が特に高い制度となっている。

2. リスク管理体制

貸付に当たっては申し込み先が事業計画書を作成することを必須とし、計画の実現可能性等について十分な審査を行うことにより、償還見通しを十分に見極めている。また、貸付契約において財務諸表の真実性等に関する表明保証義務や通常融資以上の報告義務を課すなどの特約を締結することにより、融資実行後も適切なモニタリングを継続する仕組みとなっている。

また、融資後に2期又は3期連続で成功判定区分がC（減価償却前経常利益が赤字）となった先に対しては、公庫からの経営改善指導の受け入れ及び適切な経営改善計画書策定を義務付ける等しており、適切な債権管理が制度上確保される仕組みとなっている。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（融資・証券化支援保証業務）)

1. 令和3年度における財投機関債の発行内容

一般担保付の債権（コーポレート型）の財投機関債825億円（証券化支援買取業務における発行予定額と合計して1,000億円）の発行を予定。

（参考）令和2年度における財投機関債の発行内容

一般担保付の債権（コーポレート型）の財投機関債825億円（証券化支援買取業務における発行予定額と合計して1,000億円）の発行を予定。

2. 要求の考え方

令和2年度と同様、安定低利調達実現の観点から、一般担保付の債券（コーポレート型）の発行を前提に、格付の維持、ディスクロージャー、IR活動等を通じて広く市場からの信認を得られるよう努め、財投機関債の円滑な発行を期する。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（融資・証券化支援保証業務）)

「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

- ・「経済財政運営と改革の基本方針2020」に盛り込まれた「国内需要の喚起」の推進を図るため、「設備資金貸付利率特例制度」を拡充（設備投資貸付時の貸付利率を一律引き下げ）
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2020」に盛り込まれた「科学技術・イノベーションの加速」の推進を図るため、「新事業育成資金」等を拡充（「指定補助金等の交付決定を受けて開発した技術を利用して行う事業」の貸付利率を引下げ）
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2020」に盛り込まれた「テレワークの定着・加速」の推進を図るため、「IT活用促進資金」を拡充（「テレワークの導入等を行う者」の貸付利率を引下げ）
- ・「成長戦略フォローアップ」に盛り込まれた「観光立国の実現」の推進を図るため、「観光産業等生産性向上資金」を拡充（「今後に向けた経営計画を策定し生産性向上を図る観光事業者」の貸付利率を引下げ）

【参考1】経済財政運営と改革の基本方針2020

第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ

(4) 消費など国内需要の喚起

- ・企業の設備投資は、一部に先送りの動きが見られるなど感染症の影響を受けつつも、ソフトウェア投資等は底堅く推移している。サプライチェーンの強靱化への支援のほか、そうしたデジタル化やリモート化などの社会変革を進める前向きな投資を強力に後押しする。

第3章 「新たな日常」の実現

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化

(2) 科学技術・イノベーションの加速

- ・デジタル化等の社会課題解決に資する分野を中核に据えて、人材育成を含めた優先順位付けやインセンティブ措置の強化を行うとともに、リーマンショック後の投資停滞を繰り返さないよう、新たな社会課題に応えるイノベーションの促進に資する指標を設定し、官民で連携し、研究開発投資の拡大に取り組む。

第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）

(3) 新しい働き方・暮らし方

① 働き方改革

- ・感染症への対応として広まったテレワーク等がもたらした、新たな働き方や

ワーク・ライフ・バランスの取組の流れを後戻りさせることなく最大限活かし、従業員のやりがいを高めるためのフェーズⅡの働き方改革に向けて取組を加速させる。

(中略)

- ・テレワークの定着・加速を図るため、新たなKPIを策定するとともに、中小企業への導入に向けて、専門家による無料相談対応や全国的な導入支援体制の構築など各種支援策を推進する。

【参考2】成長戦略フォローアップ

6. 個別分野の取組

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ix) 観光・スポーツ・文化芸術

① 観光立国の実現

- ・観光関連産業は、我が国が観光立国として生きていく上で重要な基盤であり、宿泊施設等の観光インフラが損なわれることのないよう、まずは雇用の維持と事業の継続を最優先に取り組む。

(中略)

- ・内外の観光客を呼び込む意欲のある中核的な宿泊施設を中心に、施設の改修や経営内容の見直しを促すとともに、多様な資金の確保のために必要な措置を講ずる。

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（融資・証券化支援保証業務））

1. 政策的必要性

公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、中小企業者の行う事業の振興に必要な資金であって、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを供給しており（株式会社日本政策金融公庫法第1条、第11条第1項、別表第1第14号）、政策的緊要性の高いものについて、その政策実行を金融面から支援している。

政策目的に従って中小企業者の資金ニーズに的確に応えるためには、豊富な資金量を確保する必要があるほか、公庫は、工場建設等の比較的多額な設備投資資金等を長期で供給し、中小企業者が抱える様々な経営課題に対して、数多くの中小企業者との接触により蓄積した経験・ノウハウに基づき指導・助言を行うことを通して、中小企業者が課題を解決しながら成長していく過程を支援していることから、補助金等ではなく、公的金融（融資）という形態での支援が最も適している。

2. 民業補完性

公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に従い、中小企業者の行う事業の振興に必要な資金であって、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを供給している。

（1）民間金融機関との関係

公庫は、民間金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、次のような分野で中小企業者の資金調達を支援するための金融機能を担っている。

イ 平時における公的金融機能

（イ）長期固定金利資金の安定供給

公庫は、長期資金を専門に取り扱っており、融資の6割超が期間5年超の長期固定金利となっている等、中小企業者の長期資金ニーズにえている。

（ロ）セーフティネット機能の発揮

事業環境の変化等によって、一時的に業況が悪化している中小企業者は、中長期的には業況が回復し、かつ発展することが見込まれるといった場合でも、情報の非対称性により、円滑な資金調達を行えない恐れがある。

公庫は、かかる中小企業者に対して、事業見通し等を精査し、経営課題に対して指導・助言を行うこと等を通じて、長期資金を安定的に供給し、セーフティネット機能を発揮している。

（ハ）政策性の高い貸付の実施

公庫は、新事業、海外展開、事業再生、事業承継、セーフティネットなどの分野や地域経済の活性化、環境対策、災害対策、雇用確保に貢献する設備投資の喚起など、国の重要な政策に基づき、リスクテイク機能を適切に発揮することで政策誘導を行なっている。

さらに、公庫は貸付毎に貸付限度を定めており、個別案件においても民間金融機関と連携するよう努めている。

ロ 危機時における公的金融機能

新型コロナウイルス感染症等の感染症により影響を受けた事業者に対する特別貸付、東日本大震災や平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨等の大規模災害時の災害復旧貸付のほか、国際的な金融不安、経済収縮による悪影響等の緊急時におけるセーフティネット貸付を着実に実行することで、復興支援機能やセーフティネット機能を発揮している。

(2) 地方公共団体が実施する事業との関係

地公体の制度融資は、当該地域の経済・産業（業種）構造等を背景として、地域特性を色濃く反映した「地域限定」のものであるのに対して、公庫の融資は国として幅広く推進すべき経済・産業政策に基づいた制度となっており、公庫は、国の中小企業政策を金融面から推進するため、セーフティネット、新事業、海外展開、事業再生、事業承継などの分野において、重点的に長期資金を供給している。

また、長年にわたり培った審査力、全国4,4社の顧客データベースに基づく豊富な情報を活かし、中小企業者が発展していくために必要な情報の提供や経営に関するアドバイスを継続的に行っている。

3. 有効性

日本公庫全体として、大規模災害や感染症、経済状況に応じた需要に対する資金の安定供給、新事業、海外展開、事業再生、事業承継などの成長戦略分野に対する重点的な資金供給、充実したサービスや情報の提供、民間金融機関とのさらなる連携の推進等を目標とする業務運営を行なっているが、こうした政策目的に沿った事業が効率的に行われているかどうかなどについては、20年度下期以降、外部の有識者をメンバーとした評価・審査委員会にて、評価・監視が行われている。

4. その他

公庫は、貸付に当たって十分な審査を行い、申込先の事業見通し等を精査し、必要に応じて債権保全に必要な担保を徴求するとともに、貸付後においても借入先の業況把握に努め、経営課題に対して指導や助言を行い、公庫への償還が確実になるように努めている。

産業投資については、貸付に当たって、申込先が事業計画書を作成することを必須とし、計画の実現可能性等について十分な審査を行うことにより、償還見通しを十分に見極めているとともに、融資実行後も適切なモニタリングを継続している。更に、融資後に2期又は3期連続で成功判定区分がC（減価償却前経常利益が赤字）となった先に対しては、公庫からの経営改善指導の受け入れ及び適切な経営改善計画書策定を義務付ける等しており、適切な債権管理が制度上確保される仕組みとなっている。

令和元年度決算に対する評価

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（融資・証券化支援保証業務）)

1. 決算についての総合的な評価

損益計算書においては、令和元年度は、セーフティネット需要等に対応した結果、資金運用収益649億円の計上等により経常収益は808億円となった。

一方、資本性ローンの残高増加等に伴う貸倒引当金繰入額487億円の計上等により経常費用は847億円となった。

この結果、特別損益を含めた当期純損失は40億円となった。

貸借対照表においては、直接貸付金残高が1,267億円減少したこと等により、貸出金残高は1,276億円減少した。当期末の純資産は出資金681億円を受入れたこと、当期純損失40億円を計上したこと等により、1兆3,943億円となった。

なお、同勘定においてはセーフティネット貸付や東日本大震災復興特別貸付等により、厳しい経営環境にある中小企業者への資金繰り支援を行っているが、①過去の実績を踏まえた信用コスト等を貸付金利に織り込んでおり、貸倒損失等については、基本的には貸付金の金利で回収する金利設計となっていること、②純資産額は1兆3,943億円の資産超過となっており、財務の健全性に問題はないものと思われることから、債務の償還に格別の懸念はないものとする。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○ 資産

資産総額は5兆180億円。

主な科目は貸出金5兆837億円、現金預け金1,629億円、固定資産502億円、貸倒引当金△3,022億円である。

予算との差額が大きな科目は、貸出金(△2,780億円)である。これは、貸付実績が計画を下回ったことが主な要因である。

○ 負債

負債総額は3兆6,237億円。

主な科目は借入金3兆1,094億円、社債4,700億円である。

予算との差額が大きな科目は、借入金(△820億円)、社債(△1,003億円)である。これは、貸付実績が計画を下回ったことに伴い調達が減少したことが主な要因である。

○ 純資産

令和元年度に出資金681億円を受入れ、これにより令和元年度末の資本金は1兆7,039億円となった。

(2) 費用・収益の状況

○ 費用

費用総額は848億円。

主な内訳は借入金利息40億円、社債利息15億円、営業経費273億円、貸倒引当金繰入額487億円である。

予算との差額が大きな科目は、貸倒引当金繰入額(△65億円)である。これは、貸付実績が計画を下回ったこと等から貸倒引当金繰入額が減少したことが主な要因である。

○ 収益

収益総額は808億円。

主な内訳は貸出金利息649億円、一般会計より受入143億円である。

予算との差額が大きな科目は、貸出金利息(△28億円)である。これは、貸付実績が計画を下回ったことが主な要因である。

令和2年9月30日

令和3年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（証券化支援買取業務）)

1. 令和3年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度末 残高(見込)	令和2年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	245	245	—	0.0
うち 出 資	245	245	—	0.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	245	245	—	0.0

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		450	450	—
(内訳)	CDS契約 (うち証券化商品の買取)	450 (187)	450 (187)	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		187	187	—
(財源)	財政投融资	—	—	—
	財政融資	—	—	—
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	187	187	—
	財投機関債	175	175	—
	その他	12	12	—

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（証券化支援買取業務）)

1. 令和3年度における財投機関債の発行内容

一般担保付の債権（コーポレート型）の財投機関債175億円（融資業務における発行予定額と合計して1,000億円）の発行を予定。

（参考）令和2年度における財投機関債の発行内容

一般担保付の債権（コーポレート型）の財投機関債175億円（融資業務における発行予定額と合計して1,000億円）の発行を予定。

2. 要求の考え方

証券化支援買取業務を行ううえで必要となる劣後部分及びメザニン部分の保有を行うための原資に充当するため、財投機関債の円滑な発行を期する。

令和元年度決算に対する評価

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（証券化支援買取業務）)

1. 決算についての総合的な評価

損益計算書においては、令和元年度は、その他の役務収益3億円の計上等により、経常収益は6億円となった。

一方、その他の役務費用4億円の計上等により、経常費用は5億円となった。この結果、当期純利益は1億円となった。

貸借対照表においては、当期末の純資産は、当期純利益1億円の計上等により、249億円となった。

なお、当期純利益1億円の計上により、剰余金の額が1億円と零を上回ったため、株式会社日本政策金融公庫法第47条第1項並びに株式会社日本政策金融公庫法施行令第18条第4号及び第19条第4号の規定により、0.7億円を準備金として積み立て、残余の0.7億円を国庫に納付した。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○ 資産

資産総額は1,336億円。

主な科目は有価証券386億円、支払承諾見返784億円、現金預け金163億円である。

予算との差額が大きな科目は、有価証券(△106億円)、支払承諾見返(△36億円)である。これは、新規の証券化案件の組成実績が計画を下回ったことが主な要因である。

○ 負債

負債総額は1,086億円。

主な科目は支払承諾784億円、社債300億円である。

予算との差額が大きな科目は、社債(△97億円)、支払承諾(△36億円)である。これは、新規の証券化案件の組成実績が計画を下回ったことが主な要因である。

○ 純資産

新たな出資金の受入は行っておらず、令和元年度末の資本金は244億円である。

(2) 費用・収益の状況

○ 費用

費用総額は5億円。

主な内訳はその他の役務費用4億円である。

予算との差額が大きな科目は、その他の役務費用(△3億円)である。これは、新規の証券化案件の組成実績が計画を下回ったことが主な要因である。

○ 収益

収益総額は6億円。

主な内訳はその他の役務収益3億円である。

予算との差額が大きな科目は、その他の役務収益(△8億円)である。これは、新規の証券化案件の組成実績が計画を下回ったことが主な要因である。